

大野市開成中学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 策定

令和 7年4月1日 改定

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する学校教育における重要な人権課題である。さらに、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるおそれがあるものであり、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)および学校いじめ防止基本方針(令和2年 2月)に基づき、また、大野市の「いじめ防止基本方針」を受け、開成中学校としてのいじめ防止等(いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの事案対処)に関する基本的な方針を策定する。

1 基本となる理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒 が自分 自身 を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視し、「誰もが『幸せ』を実感できる学校」づくりを目指す。
- (2) 本校は、すべての 生徒 が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努める。
- (3) 本校は、生徒が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組む。

2 いじめの定義と判断

いじめとは、学校に在籍する生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、いじめの判断にあたっては、被害生徒の立場や視点から検討するものとする。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1) 「優しさや思いやりをもつ」生徒を育てる教育

生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて認める教育を進める。また、生徒に自他の命と心を大切にし、互いのよいところを認めることができる力を育てる。また、生徒会活動やボランティア活動を通して生徒の絆を強め、互いに認め合い助け合う心を育てる。

(2) 学校評価への位置づけ

生徒、保護者、教職員に対する学校生活アンケートにおいて、いじめや差別のない学校についての質問を設定する。

- ・生 徒 あなたは、開成中学校はいじめや差別のない学校だと思いますか。
- ・保護者 学校は、いじめや差別のない学校づくりに努めていると思いますか。
- ・教職員 いじめや差別のない学校づくりに努力していますか。

この結果は、学校運営協議会において検証する。

(3) いじめの未然防止

いじめの未然防止の基本となるのは、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係を確立し、安心して学校生活を送ることができるようにすることである。そのため、すべての教職員の人権感覚を常に高めていこうとする努力が、学校には求められる。とりわけ教員には、生徒の人権を尊重する学級づくりを通して、生徒たちが過ごしやすい生活環境を実現させなくてはならない。また、生徒一人ひとりが分かる授業づくりや他の生徒に認めてもらえる場がある授業づくりに努め、学校全体の教育活動において、道徳的心情を豊かにし、道徳的实践力が育成される道徳教育に努めなければならない。自己有用感や自己肯定感を育む場として、学級活動や学年での活動・学校行事は有効である。

そのための方策として、以下のことに取り組む。

- ① いじめについての共通理解と「いじめ対策委員会」の設置
- ② 人権教育の推進
- ③ いじめの起きない学校・学級づくり
- ④ 生徒の主体的活動の充実による自己有用感や自己肯定感の醸成
- ⑤ インターネットや情報機器に関する指導
- ⑥ 特別な配慮を要する生徒に対する適切な支援
- ⑦ SOS の出し方に関する教育

(4) いじめの早期発見

いじめは教職員の目につかないところで行われるものであり、遊びやふざけあいを装って行われることもある。また、グループ内での上下関係によって、日常的にいじめが行われていることもある。いずれにしても、複数の目で生徒をよく観察し、僅かな表情の変化や言動の揺れなど、少しの変化も見逃さないようにすることが早期発見には肝要である。

そのための方策として、以下のことに取り組む。

- ⑧ 交友関係や悩みの把握
- ⑨ 教育相談やアンケートの実施
- ⑩ 教育相談体制の構築と雰囲気醸成
- ⑪ 家庭や地域との連携
- ⑫ 校内での情報共有

(5) いじめの事案対処

いじめが発見された場合、個々の教員が対応するのではなく、複数で組織的に対応する。事実の把握、背景の究明等は迅速にかつ慎重に行う。指導の方針が決定したら、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒には形式的な謝罪ではなく、猛烈な内省を促し心底から謝罪させるとともに、加害生徒の社会性の向上や人格の成長に重きをおいた指導を行う。

想定できる場面としては、次のようなものがある。

- ⑬ いじめの発見・通報・事案対処（「いじめ対応サポート班」）
- ⑭ 外部人材の活用と関係機関との連携
- ⑮ いじめにあった生徒と保護者への支援
- ⑯ いじめた生徒と保護者への支援
- ⑰ 生徒集団の育成

(6) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の2点を満たしていることを、被害生徒本人および保護者に対し、面談等により確認する。

- ⑱ いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月継続している。
- ⑲ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められる。

(7) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い(30日間を目安とする)」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等にしたがって、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、市町教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告する。
- ② 学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
- ③ 市町が調査主体になる場合は事実関係を明確にするための調査に協力する。

4 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会の設置

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー、学校運営協議会代表、PTA会長、PTA副会長から、その都度必要な人員で構成する。

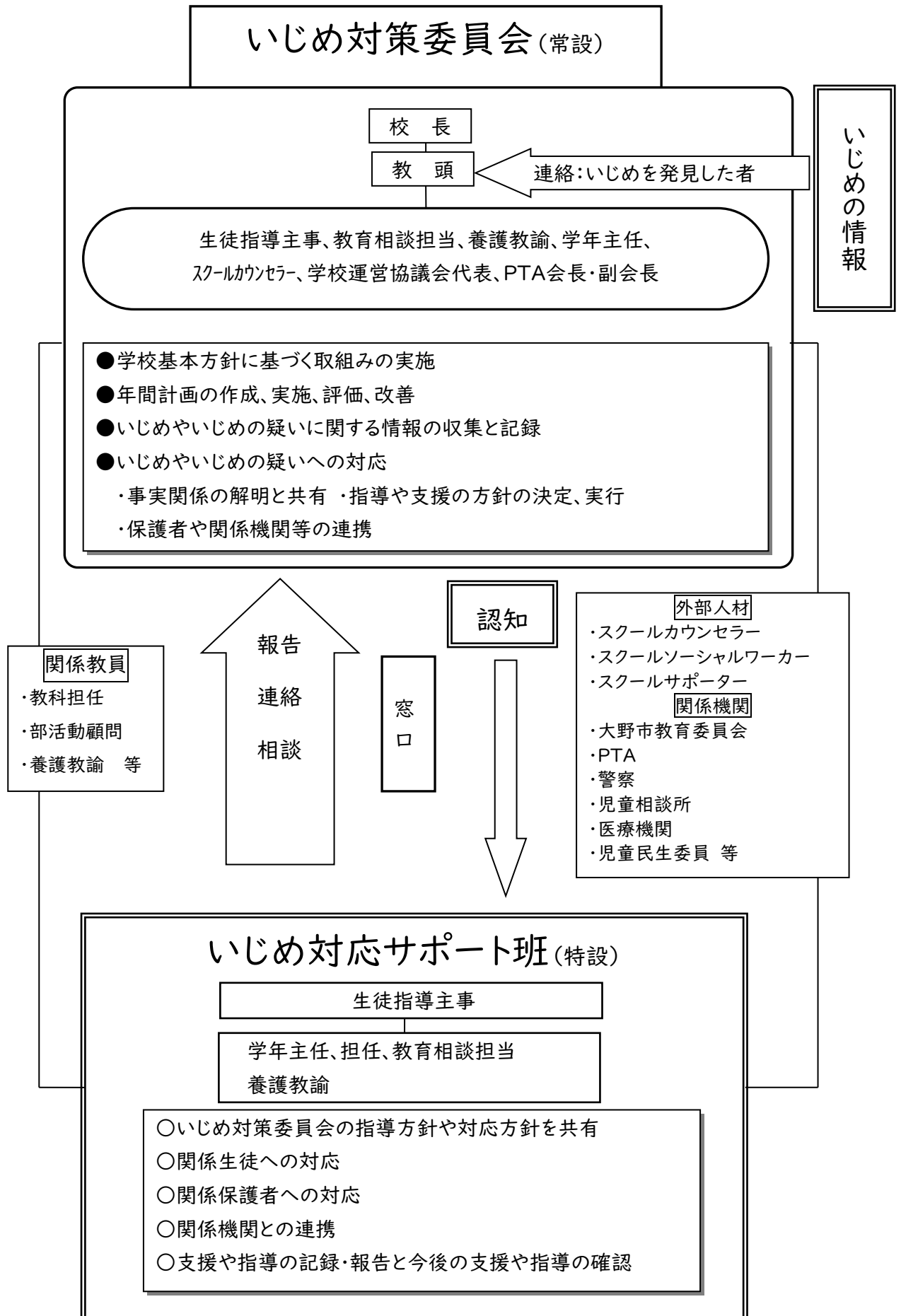
※女性が加わるよう配慮する。

- (活動)
- ・学校基本方針の見直し
 - ・学校基本方針に基づいた具体的な年間計画の作成、実行
 - ・いじめの相談、通報の窓口
 - ・いじめやいじめの疑いに関する情報の収集と分析・記録
 - ・いじめが起こったときの対応の中核

(2) いじめ対応サポート班の設置

(構成員) 生徒指導主事、学年主任、学級担任、教育相談担当、養護教諭

- (活動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・関係者からの聴取等による情報収集、記録
 - ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
 - ・被害生徒やその保護者への継続的な支援
 - ・加害生徒への指導やその保護者への説明



【いじめ対策の年間行動計画】

令和7年度
大野市開成中学校

月	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
4月	●いじめ対策委員会 ・基本方針の確認 ・年間計画の策定 ●生徒支援委員会 ・生徒に関する詳しい情報交換 ●職員会議 ・基本方針の周知徹底 ・年間計画の周知 ・生徒の情報交換	「開成スマートルール」「タブレット端末使用について」の確認 ・情報モラルや正しいコミュニケーションの指導 学年・学級開き ・自己理解 ・他者理解 ・仲間との絆を深める		
5月	●いじめ対策委員会 ・校内の状況把握 ●生徒支援委員会 ・生徒に関する詳しい情報交換 ●職員会議 ・気になる生徒の情報交換 ●学校アドバイザー協議会 ・基本方針の説明 助言 ・年間計画の報告	生徒大会 ・自主的な活動 ・絆を深める 教育相談アンケート 教育相談週間 Q-U テスト実施(1回目)		
6月	●いじめ対策委員会 ・校内の状況把握 ●生徒支援委員会 ・生徒に関する詳しい情報交換 ●職員会議 ・気になる生徒の情報交換 ・教育相談結果の共有	遠足 ・自主的計画・運営 ・コミュニケーション力の育成	校外活動 ・自主的計画・運営 ・コミュニケーション力の育成	修学旅行 ・自主的計画・運営 ・コミュニケーション力の育成
		保護者対象いじめアンケート 合唱コンクール ・絆を深める		
7月	●いじめ対策委員会 ・校内の状況把握 ・夏季休業前指導 ●職員会議 ・気になる生徒の情報交換 ●保護者会 ・情報や意見収集	弁護士を活用した「いじめ予防授業」 全校区一斉おはようの日 児童民生委員参加のあいさつ運動 学校祭計画 ・コミュニケーション力育成 ・絆を深める 学校生活に関するアンケート		

月	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
8月	●いじめに関する校内研修会 ・1学期の反省 ・2学期の取り組み ●職員会議 ・気になる生徒の情報交換	地域交流活動(各地域行事等参加) ・体験的活動 ・絆を深める		
9月	●いじめ対策委員会 ・校内の状況把握 ・学校祭の様子を把握 ●生徒支援委員会 ・生徒に関する詳しい情報交換 ●職員会議 ・気になる生徒の情報交換 ・学校祭の様子の情報交換	「開成スマートルール」「タブレット端末使用について」の確認 ・情報モラルや正しいコミュニケーションの指導 学校祭計画 ・コミュニケーション力育成 ・絆を深める 学校祭(体育祭・文化祭) ・絆を深める		
10月	●いじめ対策委員会 ・校内の状況把握 ●生徒支援委員会 ・生徒に関する詳しい情報交換 ●職員会議 ・気になる生徒の情報交換	全校区一斉おはようの日 児童民生委員参加のあいさつ運動 教育相談アンケート 教育相談週間 Q-Uテスト実施(2回目) 親子美化作業 ・体験的活動 ・親子の絆づくり		
11月	●いじめ対策委員会 ・校内の状況把握 ●生徒支援委員会 ・生徒に関する詳しい情報交換 ●職員会議 ・気になる生徒の情報交換	保護者対象いじめアンケート		
12月	●いじめ対策委員会 ・校内の状況把握 ・アンケート結果の分析 ●生徒支援委員会 ・生徒に関する詳しい情報交換 ●職員会議 ・気になる生徒の情報交換 ●学校アドバイザー協議会 ・状況説明 助言 ・アンケート調査の項目説明 助言	人権週間の取組 ・「いじめ」を主題とする教材を活用した道徳の授業 ・人権啓発動画視聴 ・生徒会執行による全校放送 先輩に学ぶ 指導主事訪問(計画訪問) 学校生活に関するアンケート		

月	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
1月	●いじめ対策委員会 ・校内の状況把握 ・2学期の振り返り ・3学期に向けて ●生徒支援委員会 ・生徒に関する詳しい情報交換 ●職員会議 ・気になる生徒の情報交換	「開成スマートルール」「タブレット端末使用について」の確認 ・情報モラルや正しいコミュニケーションの指導		
2月	●いじめ対策委員会 ・校内の状況把握 ●生徒支援委員会 ・生徒に関する詳しい情報交換 ●職員会議 ・気になる生徒の情報交換	薬物乱用教室 教育相談アンケート 教育相談週間 入学説明会 ・生徒会役員等による学校紹介 ・新たな絆づくり 生徒大会 ・自主的な活動 ・絆を深める		
3月	●いじめ対策委員会 ・校内の状況把握 ・1年間の振り返り ・次年度に向けて ●生徒支援委員会 ・生徒に関する詳しい情報交換 ●職員会議 ・気になる生徒の情報交換 ●学校アドバイザー協議会 ・アンケート調査の結果分析説明 - 助言	卒業式 ・感謝の心 ・絆を深める 立志式 ・最高学年への決意		

I いじめの未然防止

①いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因や背景、具体的な指導の方法などについて、机を離す、冷やかしの言葉を発する、大げさに反応するなどの、いじめの元になる具体的な言動を挙げて校内研修を行う。教職員は、教科や道徳の時間は当然のこと、朝の会、給食時間、帰りの会など、教科や領域に含まれない活動時間こそ生徒の本質が現れる時間であることを自覚し、どの時間においてもいじめに対して敏感になるようにする。

②人権教育の推進

教育活動全般にわたって、人権教育や道徳教育を推し進め、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培うと共に、自他の存在と人権を尊重する心情を育成する。また、臨機の処置として、必要に応じた集中的な指導も実施する。

③いじめが生まれる背景の根絶

いじめが生まれる背景には、加害側が感じる(独りよがりの)勉強や人間関係等のストレスが根本にあると考えられる。あらゆる場面でよりよい集団づくりを進めると共に、一人一人が分かる授業づくりに努めなくてはならない。そして、学級内・部活動内の人間関係を的確に把握して一人一人が活躍できる場を設けることが背景の根絶につながる。また、ストレスを感じたときの対処方法を指導することも必要になる。

さらに、教職員の不適切な言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがあるので十分留意しなければならない。

④自己有用感や自己肯定感の醸成

教育活動全体を通じて、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を保障する。

また、自分の行為が社会の役に立っていると実感できるよう、地域の行事には積極的に参加できるように、その機会を保障する。

⑤いじめに向かわない態度の育成

教育活動の様々な場面を通して、生徒が他者と関わる機会を設定する。他者との関わりを通して、共に生きることの大切さを体験的に学び、いじめに向かわない態度を育成する。また、臨機の処置として、必要に応じた集中的な指導も実施する。

⑥教職員の協働

定期の職員会議における気掛かりな生徒の情報交換ばかりでなく、日常的に生徒に関する気掛かりなことを報告しあう。また、学級・学年の枠にこだわることなく、気軽に相談しあえる雰囲気醸成する。生徒をよく観察し、少しの変化も見逃さないようにすることが、未然防止に直結する。特に、毎週開催する生徒指導協働の会をより機能させ、積極的な情報共有に努める。

⑦特別な配慮を要する生徒に対する適切な支援

特別支援学級在籍生や発達障がいと診断されている、またはその傾向にある生徒、日本語が不自由な帰国子女、東日本大震災により避難している生徒などに対し、必要な配慮を積極的に行うことで、居心地のよい学校づくりに努める。様々な家庭環境にも十分配慮する。

2 いじめの早期発見

①交友関係や悩みの把握

マイスクールライフの日記や「心と体のチェック」等を通じて、交友関係を把握するとともに、僅かな変化や悩みを見逃さないように努める。保健室で得られる情報を重視し、関係教員との共有に努め、速やかに対応する。

②教育相談やアンケートの実施

学期に1回程度の頻度で定期的に教育相談期間を設ける。その期間は部活動や放課後の補充学習よりも教育相談を優先させて、落ち着いた中で生徒の相談に応じる。また、定期的に、あるいは臨機に、いじめや悩みに関するアンケートを実施する。

③教育相談体制の構築と雰囲気醸成

生徒が困ったときに、気軽に相談できる体制を構築する。教育相談推進部や学年部会など、重層的に教育相談体制を構築する。生徒が気軽に相談できる窓口的な教職員を知らせるとともに、いつでも気軽に相談できる雰囲気を醸成する。

④家庭や地域との連携

家庭や地域と連携して、学校外でいじめやそれに類する行動を目にしたり聞いたりしたときには、すぐに学校に連絡していただけるような体制を構築する。その際も窓口となる教職員を知らせ、連絡しやすいようにする。

3 いじめの事案対処

①いじめの発見・通報・事案対処

いじめやそれに類する行為を発見した場合、速やかにその行為を止めさせる。生徒や保護者から通報があった場合、傾聴の後に組織的に事実の究明に当たる。事実が究明された時点で、事実の究明が困難な事例では適切な時点で、関係の保護者と大野市教育委員会に報告する。

②いじめにあった生徒と保護者への支援

学級担任と学年主任、必要に応じて管理職が家庭訪問を行う。基本的に、生徒への対応は学級担任または学年主任、保護者への対応は管理職が行う。事例によっては、生徒が最も話しやすい教員が加わることもある。いずれにしても、決して学級担任一人で抱え込まないようにし、事例に応じて最適の人員で生徒と保護者の支援に当たる。心のケアに関して、スクールカウンセラーや外部の人材を投入することもある。

③いじめた生徒と保護者への支援

学級担任、学年主任と生徒指導主事、必要に応じて管理職が家庭訪問を行う。基本的に、生徒への対応は学級担任、学年主任または生徒指導主事、保護者への対応は管理職が行う。事例によっては、生徒が最も話を受け入れやすい教員が加わることもある。いずれにしても、事例に応じて最適の人員で生徒の指導や保護者の支援に当たる。

いじめた行為に対しての指導と並行して、いじめた生徒の社会性の向上や人格の成長を促す指導を行う。また、保護者の状況や心情などにも十分配慮しながら支援に当たる。

④生徒集団の育成

いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。はやし立てていた生徒に対しては、厳しい指導と十分な説諭を行う。傍観していた生徒に対しては、いじめに加担していたことや無責任な行為であったことを理解させ十分な説諭を行う。

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒への謝罪だけではなく、他の生徒との関係修復を含めて、関係した全員が集団としてよりよい方向へ向かうことを意識し、全員で新たな一歩を踏み出すところまでいかなければ解決に至らない。

さらに、いじめを個人の問題にとどめて矮小化することなく、問題発生を生徒集団育成への契機とする。具体的には、教育相談を通じた共感的理解により生徒たちの心情を把握し、その成果を学級経営や生徒会活動に還元し、生徒集団の育成に努めることで、いじめの未然防止を図る。

4 いじめによる重大事態への対処

いじめによる重大事態とは、

- ・生徒が、自殺を企図した場合
- ・生徒が、身体に重大な障害を負った場合
- ・生徒が、金品等に重大な被害を被った場合
- ・生徒が、精神性の疾患を発症した場合
- ・生徒が、連続して10日以上欠席した場合 などを指す。

このような事態が発生した場合、直ちに大野市教育委員会に報告する。

また、いじめ対策委員会において、事案の実態等を調査する。実態に基づき、関係各機関と連携しながら、最善の対処を行う。

大野市教育委員会には、概要報告、経過報告、調査結果報告を行う。

5 学校・家庭・地域の連携

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員で当たり、さらに、PTAや地域住民にも協力を仰いで、地域社会全体で「いじめは絶対に許さない」という雰囲気醸成していかなければならない。その中心を担うのは学校であるが、生徒間のいじめに対して当事者として対処することはもちろん、組織や関係者を有機的に結び付ける役割を担うのも学校である。

6 インターネットやSNS等によるいじめへの対応

物理的ないじめは足元にも及ばないほど、陰湿で潜行しているいじめである。早期発見はなかなか期待できない。事態が明るみになったころには、かなり深刻化していると認識すべきである。

しかし、スマートフォンや携帯電話、SNSに関する状況や認識は、家庭や個人によって様々である。したがって、具体的な使用を個々の状況に応じて指導することは困難であり、一斉指導も馴染まない。学校では、多くの人との関わりを通して、全般的なコミュニケーション能力の育成を図るべきだと考えている。このような考え方を、保護者へも積極的に周知すると共に、連携の強化を通して未然防止に努める。

生徒会の自浄能力にも期待を寄せるとともに、期待を寄せていることを積極的に伝える。平成28年度に生徒会が策定した、「開成スマートルール」の徹底を呼びかける。

※ この行動計画は、教職員による見直しのほか、学校運営協議会やPTA役員会などでも議論いただき、随時見直しを図る。

また、いじめが発生した場合には、その対処について、学校運営協議会委員による第三者的な立場からの検討を行う。これらの対処や検討の記録を蓄積していき、その後の取り組みに生かす。